ヒューマンライフケア墨田グループホーム 運営規程

（認知症対応型共同生活介護）
（介護予防認知症対応型共同生活介護）

（目　的）

第１条　この規程は、ヒューマンライフケア株式会社（以下「会社」という。）が、介護保険法による認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第２条　要支援２及び要介護者であって認知症の状態にあるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（運営の方針）

第３条　本事業において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

２　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

３　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

４　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

５　共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

６　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

７　事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

８　事業所は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名称　　ヒューマンライフケア墨田グループホーム

（２）所在地　　東京都墨田区京島１－４３－９

（職員の員数）

第５条　ヒューマンライフケア墨田グループホームに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（１）ユニット名　１Ｆ

①管理者　　１名（常勤：２Ｆ・３Ｆ管理者兼務）

従業者の管理及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

②計画作成担当者　１名（常勤：１Ｆ・２Ｆ・３Ｆ管理者兼１Ｆ介護従業者兼務）

認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

③介護従業者　　利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（２）ユニット名　２Ｆ

①管理者　　１名（常勤：１Ｆ・３Ｆ管理者兼務）

従業者の管理及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

②計画作成担当者　１名（介護従事者兼務）

認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

③介護従業者　　利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（３）ユニット名　３Ｆ

①管理者　　１名（常勤：１Ｆ・２Ｆ管理者兼務）

従業者の管理及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

②計画作成担当者　１名（介護従事者兼務）

認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

③介護従業者　　利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（利用定員）

第６条　ヒューマンライフケア墨田グループホームの利用定員は、３ユニット２７名（１ユニット９名）とする。

（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第７条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

３　利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

４　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

５　常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（利用料の受領）

第８条　介護保険給付サービス

※介護保険法では、１ヵ月（暦月）間の合計単位数をもとに利用料を請求することになっており、１日あたりの利用料の合計と実際の請求額とは若干異なる場合がある。

※法定代理受領の場合は料金の利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額、法定代理受領でない場合は、料金の全額が利用者負担となる。

法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から認知症対応型共同生活介護事業者・介護予防認知症対応型共同生活介護事業に支払われる地域密着型介護費用の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者からの支払い受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

３　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払いを受ける額の他、次に掲げる実費の額の支払いを利用者から受けるものとする。

（１）敷金　140,000 円

（２）室料　月額　70,000 円

（３）水道光熱費　月額　17,800 円

（４）食材料費　月額　39,000 円

（５）管理費　月額　21,000 円

（６）前各号に掲げるものの他、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る実費であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

（７）生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者については、別途経費を定

めるものとする。

4　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に上げる事項に留意しなければならない。

1　利用者は努めて健康に留意すること。

2　健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

3　浴室を利用する際には、バイタルチェック等定められた健康チェックを充分に留意すること。

4　食事その他の家事等には、可能な限り協力すること。

5　定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。

6　けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけないこと。

7　第 12 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

8　短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

（入退居）

第１０条　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、要支援 2 及び要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2　事業所は入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申し込み者が認知症の状態である者であることを確認するものとする。

3　事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサ―ビスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業者、介護保険施設、病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4　事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、会社の決定を受けるものとする。

5　会社は利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うものとする。

（利用申込）

第１１条　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するものとする。

２　管理者は、防火管理者を選任する。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、会社は非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（緊急時における対応方法）

第１３条　利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関に連絡をとり、対処するものとする。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業者は、利用者に対する共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族等、当該利用者に関する居宅支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、前項の事項の状況及び事故に際してとった処置について記録して保管する。

３　利用者に対する共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。ただし、利用者に重過失がある場合は、会社は賠償責任を免除され、又は賠償責任を減額される場合がある。

（地域との連携）

第１５条　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（運営推進会議）

第１６条　当事業所の行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に開かれたサービスとしサービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を開催する。

２　運営推進会議の開催は、おおむね２か月に１回以上とする。

３　運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、墨田区の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

４　会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

５　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第１７条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の

多様な活動の確保に努めなければならない。

3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第１８条　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2　提供したサービスに関して市区町村が行う文書などの提出や提示の求め又は市区町村からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するものとする。市区町村から指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。自ら提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

4　事業所は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第１項の規定により設置する事業所の相談窓口の他、次に掲げる公的機関の相談・苦情窓口に苦情を申し立てることができることについて、説明を行うものとする。

（１）墨田区役所　福祉保健部　介護保険課　給付・事業者担当

（２）東京都国民健康保険団体連合会

（身体拘束等の禁止）

第１９条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2　前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

３　前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。

４　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、「身体拘束廃止に関する指針」を整備し、指針に則り対応を行う。

（衛生管理）

第２０条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（協力医療機関等）

第２１条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

２　事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二　事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

３　事業所は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

４　事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

５　事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

６　事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

７　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

８　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（個人情報の保護）

第２２条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第２３条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するため定期的に研修を実施する。

（４）前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第２５条　事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るため、年間計画に基づき研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

２　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の際に取交す誓約書の内容とするものとする。

４　妥当適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

５　事業所は、本事業に関する記録を整備し、そのサービス完結日から５年間保存するものとする。

６　事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

７　この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、ヒューマンライフケア株式会社が別途定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２４年１１月　１日　より施行する。

平成２５年　２月　１日　改訂
平成２５年　５月　１日　改訂
平成２５年　７月　１日　改訂
平成２６年　４月　１日　改訂（料金変更）
平成２６年１０月　１日　改訂
平成２７年　１月　１日　改訂
平成２７年　２月　１日　改訂
平成２７年　４月　１日　改訂
平成２７年　８月　１日　改訂（料金変更）
平成２８年　１月２１日　改訂
平成２８年　５月　１日　改訂
平成２８年　９月　１日　改訂
平成２９年　６月　１日　改訂
平成３０年　４月　１日　改定
平成３０年　８月　１日　改定（料金変更）
令和　１年１０月　１日　改定（料金変更）
令和　２年１２月１０日　改定
令和　３年　４月　１日　改定（料金変更）
令和　３年１０月２６日　改定
令和　４年１２月　１日　改定（料金変更）
令和　６年　４月　１日　改定
令和　８年　７月　１日　改定